

建築基準法第 69 条に基づく建築協定区域

名称		上福岡市第1ふじみ野	五番地自治会住宅地	コスモアベニュー七彩の街	ふじみ野市上野台二丁目住宅地
協定区域		新田一丁目 545 番 1 外 17 区画	鶴ヶ岡四丁目 5 番 53 他 75 筆 76 区画	鶴ヶ岡四丁目 12 番 13 号ほか	上野台二丁目 3 番の一部、4 番 の一部 188 区画
敷地・建築物に係る締結事項	敷地の形態	● 17 区画 ● 区画の細分化はしない	● 区画数 76 以下 ● 1 区画 100m² 以上	● 区画数は 47 区画 ● 区画を細分化する場合 1 区画 100.86m² 以下にしてはならない	● 区画の分割はしない ● 1 区画 120m² 以上
	建築物の敷地	-	● 盛土は平均地盤面より 20 cmを限度 ● 築山等の盛土は平均地盤面より 1m を超えないこと ● 擁壁は除去しないこと ● 塀の高さは平均地盤面より 1.5m を超えないこと	● 盛土は地盤面より 20 cmを限度 ● 塀の高さは前面道路路面の中心より 1.5mを超えないこと ● 塀は風致を損なわないものとする	● 現在の地盤面を切土、盛土等変更をしない(切土、盛土の高さの合計が 20 cm以内を除く。) ● 隣地境界線から建築物の外壁またはこれに代わる柱の面までの距離は 50 cm以上 ● 道路に面する垣、さくは生垣又は透視可能なフェンス等とする
	建築物の構造	● 建築物の高さは地盤面から 9m 以下 ● 軒の高さは 7m 以下	● 建築物の高さは 10m を超えないこと ● 軒の高さは 7m を超えないこと	● 階数は地階を除き 2 以下 ● 建築物の高さは地盤面より 10mをこえないこと	● 建築物の高さは敷地地盤面から 10m 以下 ● 階数は地階を除き 2 以下

	建築物の用途 (建築可能な用途)	● 一戸建て専用住宅(付属の物置、車庫等は可) ● 店舗又は事務所若しくは医院併用住宅(獣医院を除く)	● 1 区画 1 戸建の専用住宅(附属する物置、ガレージは可)	● 一戸建て居住専用 ● 延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、イからトの用途に供する床面積の合計が 50m² 以下の兼用住宅は居住専用とみなす - イ 事務所 - ロ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店 - ハ サービス業を営む店舗 - ニ 自家販売を目的とする食品製造業を営むパン屋、豆腐屋など - ホ 学習塾、花道教室等これらに類する施設 - ヘ 美術品または工芸品を制作するためのアトリエまたは工房 - ト 診療所	● 住宅(2 戸以下の長屋を含む) ● 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第 130 条の 3 で定めるもの ● 共同住宅(2 戸以下のもの) ● 診療所 ● 上記に附属する物置、車庫その他これらに類するもの
	その他			● 敷地内の空地は植樹を行う等、緑化に努める	

	有効期間	10 年 ● 過半の申出がない場合はさらに 10 年延長。その後も同様	7 年	10 年 ● 過半の申出がない場合はさらに 10 年延長	10 年 ● 所有者等から申出がない場合はさらに 10 年延長。その後も同様
	告示日	平成 9 年 1 月 24 日	令和 6 年 8 月 25 日	平成 21 年 7 月 10 日	平成 24 年 3 月 6 日



西原 1

〒

築地 2

上福岡図書館入口

慶珍塚

松山 1

富士見台

本新田

新田 2

コスモ上福岡
センターヒルズ

新駒林 3

新駒林 4

新田 1
①上福岡市第 1 ふじみ野地区

鈴木公園

イニシアふじみ野

文
駒西小

新駒林 2

272

駒林

上福岡駒林局

駒林元町 1



砂新田

川越街道

上福岡駅西口

254

コスモガーデンズ
七彩の街

大井鶴ヶ丘団地

鶴ヶ岡 4

③コスモアベニュー七彩の街

ゲオ

鶴ヶ岡 2

②五番地自治会住宅地

鶴ヶ岡 5

フォレストレジデンス

よむよむ

鶴ヶ岡 1



大原 2

福岡 2

ふじみ野市役所

文

上野台小

福岡 1

大原 1

公務員
上福岡住宅

④ふじみ野市上野台二丁目住宅地

上ノ原 2

上野台 2

56

福岡中央公園

文

福岡中

上ノ原 1

オハナふじみ野
上野台ブロッサム

上野台 1

市立上福岡図書館

上福岡
グロリアハイツ

西原 1

上福岡図書館入口

慶珍塚

松山 1